輸第11587号	化成肥料	BMグリーンアップ177	東山物産株式会社	大阪府藤井寺市岡2丁目7番67号
輸第11588号	硫酸苦土肥料	ナチュラルキーゼライト	株式会社ジャパンバイオファーム	長野県伊那市美篶1112番地
輸第11589号	加工苦土肥料	60加工苦土肥料	ユニオン化成株式会社	東京都中央区日本橋人形町三丁目35番12号人形町アムフラット4階
輸第11591号	副産苦土肥料	55.0副産苦土肥料	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区神田小川町一丁目10番地
有効期間が平成32年12月10日となったもの				
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第58204号	化成肥料	燐安入り高度化成48	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
有効期間が平成32年12月11日となったもの				
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第86718号	化成肥料	尿素・苦土入り化成131号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目6番
生第86729号	化成肥料	有機入り尿素複合燐加安248	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番5号
輸第10225号	副産植物質肥料	アミノペータ	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
有効期間が平成32年12月14日となったもの				
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
輸第1119号	重炭酸加里	46重炭酸加里	丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号

(4)　二の表の第2のモントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、コートジボワール、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、ソマリア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフリカ共和国、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、台湾、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

三の9の(5)中「クック諸島」を「クック」に、「グルジア」を「ジョージア」に改める。

○経済産業省告示第九十五号

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条第一項第一号ハの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百九十号（輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月二十二日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

本則の表の03・05の項中「、さんま（コロラビス属のもの）及びそれらの魚種のフィッシュミール並びにたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）並びにそれらの魚種のフィッシュミール、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵並びに」に改め、同表の1212・21―2の項中「第1212・20号の1―(1)」を「第1212・21号の1」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月（一六四一円（本体一、五一〇円））　本号一部（配送料別）（一四〇円（本体一三〇円））